

令和6年第6回農業委員会総会会議録

令和6年第6回船橋市農業委員会総会を6月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（13人）

石山 幸男 齋藤 教子 金子 しのぶ 豊田 豊 長嶋 雄一 小川 晃 平野 恵昭
神山 茂樹 高橋 光一 藤家 雅子 宍倉 由紀雄 藤城 孝義 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

齋藤 英幸

欠席委員（1人）

藤平 尚志

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回農業委員会総会を開催いたします。 なお、藤平尚志委員から欠席の連絡が入っております。 傍聴人はおりますか。
事務局	おりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	それでは指名いたします。 7番の平野恵昭委員と、8番の神山茂樹委員の両名をお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

事務局 議長 藤家審査班長	事務局。 農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。 本件につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。 それでは、今月4日、小川晃委員、齋藤英幸推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。 議案第1号の1につきましては、二和東に本社を置く農地所有適格法人以外の法人である譲受人が、代表取締役の祖父が所有する当該農地を賃借し、農業経営の継承を図るものです。 農業従事者は2名、従事日数は350日、農機具を一式保有しております。 平成21年の法改正により、農地所有適格法人以外の法人であっても、解除条件付の契約によれば、貸し借りが可能となったため、本申請に解除条件を付した賃貸借契約書の写しが添付されております。 以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われま。 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可とすることに決しました。 事務局。 農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。 本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。
-----------------------------	---

議長

議案書 3 ページ、地図 3 から 5 ページをご覧ください。

議案第 2 号の 1 につきましては、市内で土木業を営む法人から要望を受けて、資材置場として整備し、貸し出すことです。

申請地は田で、隣接地は田、宅地及び水路となっております。整備にあたり周囲にはブロック及び土留め鋼板を施工し、また、雨水については、自然浸透とすることから隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については、証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が東船橋駅を中心とした半径 500 メートル以内及び半径 1 キロメートル以内の宅地化率が 40 パーセントを超える区域となるため、第 2 種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

事務局。

事務局

農地法第 5 条許可申請について、議案第 3 号の 1 から 7 を上程いたします。

議長

本議案につきまして、藤家審査班長の報告を求めます。

藤家審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書 4 ページ、地図 6 から 8 ページをご覧ください。

議案第 3 号の 1 につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第 34 条第 11 号により、特定建築条件付売買予定地 14 棟として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は宅地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は貯留浸透施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、住宅地、事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域であることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。

議案第3号の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地8棟として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は宅地、水路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は地下貯留浸透施設、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集团的農地として、おおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に

近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして議案書5ページ、地図12から14ページをご覧ください。

議案第3号の3から7につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第3号の3から7につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地7棟、ゴミ置場及び道路として転用するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、宅地、公衆用道路、鉄道用地及び雑種地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留槽、汚水・雑排水は合併浄化槽をそれぞれ設置して、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業を行う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画は説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が飯山満駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域となるため、第2種農地と判断します。

以上、7議案につきましては、許可相当と思われま

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

議長

議長

事務局 議長 事務局	本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。 事務局。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第４号を上程します。 本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。 議案第４号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は６ページです。
	本件につきましては、前貝塚町に在住していた農業従事者が、令和６年１月に死亡したことにより、当該土地の法定相続人６名から、耕作地９筆、計３,７９５.６１平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている前貝塚町の畑４筆、計２,５７２平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。 事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第１０条の規定に基づく、農業の主たる従事者であったと思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。 本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって認定することに決しました。 事務局。
事務局	令和６年度第３次農用地利用集積計画について、議案第５号を上程します。
議長	本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５号につきましては、令和６年度第３次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は７ページです。

農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

本件は、馬込町の畑1筆、792平方メートルに賃借権3年、以上を継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認、調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第3次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長 事務局より報告事項が6件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は8ページから10ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、4月中に12件の届出を受理いたしました。

報告事項（2）、議案書は11ページから14ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、4月中に20件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（2）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（３）、議案書は１５ページになります。農地法第１８条第６項の規定による通知について、１件の合意解約がありました。

報告事項（４）、議案書は１６ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、３件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（５）、議案書は１７ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

最後に、報告事項（６）、議案書は１８ページになります。農地の転用事実に関する照会について、５件を局長専決として回答いたしました。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了といたします。（午後３時２０分）

議長は、午後３時２５分第６回農業委員会総会の閉会を宣言した。